

アルバイトについて

1 「ゆうメイト」を除き、原則としては認めない。但し、進路指導上および家庭の事情など特別な理由がある場合は、下記の留意事項を遵守することで認めることとする。

- (1) 事前に学級担任等に相談すること。
- (2) 学校生活（学習、考査、行事、部活動等）に支障をきたさないようにする。
※学校生活に支障が出るようであれば、アルバイトの許可を取り消すことがある。
- (3) アルバイトについての事前指導は行わない。
- (4) アルバイト中の事故については、学校は一切の責任を負わない。
- (5) 通勤時や勤務時の配慮等については、基本的に保護者が行う。
- (6) 基本的には、週末等の休業日に行う。（長期休業中は除く）

2 1の留意事項を了承したうえ、以下の流れに基づいて「アルバイト許可申請書」を提出する。

【アルバイト許可までの流れ】

